

## 中国語翻訳プラン 利用規約

### 第1条 (定義)

本利用規約における用語を、次の各号のとおり定義する。

- (1) 「モシトランス」とは、株式会社モシトランスのことをいう。
- (2) 「本サービス」とは、モシトランスが提供する中国語翻訳プランのことをいう。
- (3) 「申込者」とは、本サービスの利用に係る申込みを行なう法人のことをいう。
- (4) 「本契約」とは、本サービスの利用に係る契約のことをいう。
- (5) 「契約者」とは、モシトランスと本契約を締結した申込者のことをいう。

### 第2条 (本利用規約)

本利用規約は、本サービスの利用について規定するものである。

### 第3条 (本サービスの申込み)

申込者は、本利用規約に同意の上、別途モシトランスが定める方法により申込みものとする。

### 第4条 (契約の締結)

申込者は、モシトランスが必要な手続きを経て本サービスを利用できる状態になったことを申込者に通知した時点で、本契約をモシトランスと締結したものとする。

### 第5条 (契約期間)

1. 契約期間は1ヶ月単位とする。
  - (1) 新規申込みの場合、前条で通知した日から同月末日までの契約とする。
  - (2) 前月からの継続利用の場合、毎月1日から同月末日までの契約とする。
2. 最低利用期間は1ヶ月とする。

### 第6条 (契約更新および解約)

1. 契約者がモシトランスに対して別途モシトランスが定める方法により解約の意思を事前通知しない限り、契約を自動更新するものとする。
  - (1) 契約者が毎月1日から20日までに解約の意思を事前通知した場合、当月末日付での解約とする。
  - (2) 契約者が毎月21日から末日までに解約の意思を事前通知した場合、翌月末日付での解約とする。
2. 前項に基づく契約の自動更新後は、いかなる場合も、モシトランスは自動更新の取り消しには応じない。

## 第7条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの作業内容は、以下の各号の通りとする。
  - (1) 原文もしくは訳文の言語を母国語とする者による翻訳
  - (2) 訳文の言語を母国語とする者による校閲
2. 本サービスの対応言語は、以下の各号の通りとする。
  - (1) 中国語(簡体字)から日本語
  - (2) 日本語から中国語(簡体字)
3. 本サービスの対応分野は、別途モシトランスが定める通りとする。
4. 本サービスの対応ファイル形式は、別途モシトランスが定める通りとする。
5. 本サービスの納期は、個々の発注毎にモシトランスが別途モシトランスが定める方法で契約者に通知するものとし、一律には定めない。

## 第8条 (本サービスの料金)

1. 契約の締結に伴う初期費用は無料とする。
2. 契約者が各契約期間内に別途モシトランスが定める方法でモシトランスに発注した合計文字数を基に、各契約期間の料金を算出する。
  - (1) 1ヶ月の上限文字数までは、次項にて定める定額料金を適用する。
  - (2) 1ヶ月の上限文字数を超過した分は、次項にて定める文字単価に基づく従量制料金を適用する。
3. 前項に基づく料金プランは、以下の各号の通りとする。
  - (1) 中国語翻訳お試しプランは、1,000文字までは980円の定額料金とし、1,001文字以降は文字単価10.0円の従量制料金とする。
  - (2) 中国語翻訳プランSは、10,000文字までは98,000円の定額料金とし、10,001文字以降は文字単価8.0円の従量制料金とする。
  - (3) 中国語翻訳プランMは、25,000文字までは198,000円の定額料金とし、25,001文字以降は文字単価7.5円の従量制料金とする。
  - (4) 中国語翻訳プランLは、40,000文字までは298,000円の定額料金とし、40,001文字以降は文字単価7.0円の従量制料金とする。
4. 契約者がモシトランスに対して別途モシトランスが定める方法により料金プラン変更の意思を事前通知しない限り、料金プランは変更しないものとする。
  - (1) 契約者が毎月1日から20日までに料金プラン変更の意思を事前通知した場合、翌月1日付での変更とする。
  - (2) 契約者が毎月21日から末日までに料金プラン変更の意思を事前通知した場合、翌々月1日付での変更とする。
  - (3) 契約期間中に既に適用されている料金プランは、いかなる理由があっても当月1日にさかのぼって変更することはできない。

5. 第3項の料金は、いかなる理由があっても減額はしない。
  - (1) 月の途中からの契約であっても、日割り計算はしない。
  - (2) 1ヶ月の上限文字数に達しなかった場合も、余った文字数の翌月への繰り越しや定額料金からの減額はしない。
6. 第3項の料金に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てとする。
7. 第3項の料金に対して、消費税及び地方消費税が課税される。
8. 各発注における文字数の算出は、翻訳支援ツール memoQ の分析結果をそのまま用いる。
  - (1) 原文の文字数を数える。
  - (2) アジア言語の文字は、文字単位で数える。
  - (3) アジア言語以外の文字は、単語単位で数える。
  - (4) 括弧やカンマなど、一部の記号を除いて数える。

#### 第9条 (支払い)

1. 契約者は、モシトランスが別途定める支払い方法で、前条で定めた本サービスの料金を支払うものとする。
2. 支払いサイトは、当月末日締め翌月 25 日払いとする。

#### 第10条 (秘密の保持)

1. 契約者は、本契約により知り得たモシトランスの情報 (例えば、本サービスで用いられている技術やノウハウ等) を他に漏らしてはならないものとする。ただし、以前より公知であった情報についてはその限りではないものとする。
2. モシトランスは、本サービスの遂行により知り得た契約者の秘密情報 (秘密情報とは、本サービスの遂行に関連して契約者から資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体、口頭、通信もしくは視覚的手段により開示された技術上、営業上その他業務上の情報をいう。) を、契約者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとする。
3. 前2項の守秘義務は本契約の解約後も存続するものとする。

#### 第11条 (本サービスに関する権利)

1. 本サービスの仕組みに関する著作権、特許権、その他の知的財産権、所有権その他の一切の権利は、モシトランスに帰属する。
2. 本サービスを通じて産業財産権、著作権法の保護の対象となるべき著作物等の知的財産権が創作された場合、モシトランスに発生する産業財産権、著作権 (著作権法第27条、第28条の権利を含む。) 等の知的財産権は、当事者間に別段の定めがない限り、契約者がモシトランスに第9条の支払いを終えた時点において、モシトランスから契約者に譲渡されるものとする。また、当該著作権の対価は、契約者からモシトランスに支払われる本サービスの料金の中に含まれるものとする。

## 第12条 (暴力団等の反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、本サービスの利用に際して、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に所属または該当せず、かつ、暴力団等反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたっても所属もしくは該当、または関与しないことを確約するものとする。
2. モントランスは、契約者が暴力団等反社会的勢力に所属もしくは該当する、または関与していると判断した場合、事前に通知等を行なうことなく、本サービスの使用停止の措置、解約を講じることがある。
3. モントランスは、本条に基づく契約者の違反による使用停止ならびに解約によって生じた損害について一切の義務および責任を負わないものとする。

## 第13条 (免責事項)

1. 本サービスを通じて提供される情報・結果等については、モントランスはその内容等についていかなる保証も行なわず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、契約者は自己の責任において情報・結果等の採否を決定するものとする。モントランスは、契約者が本サービスにより損害を被った場合でも、損害賠償責任その他如何なる責任も負わないものとする。
2. モントランスの業務不履行責任は、モントランスの故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。また、モントランスが損害を賠償する場合は、通常生じうる損害の範囲内で、かつ、各契約者の本サービスの料金を上限として損害賠償責任を負うものとする。
3. モントランスは、本サービスの完全な提供に努めるが、その完全性、有用性、信頼性、安全性等についていかなる保証も、いかなる責任も負わないものとする。
4. モントランスは、セキュリティに重大な関心をもって必要な対策を立てているが、本サービスにおける完全な安全性を保証するものではない。

## 第14条 (利用規約の改訂)

1. モントランスは、モントランスが必要と判断した場合には、契約者に予め通知することなくいつでも本利用規約の内容を改訂できるものとする。
2. ただし、前項に基づく改訂が契約者に対して大きな影響を与える場合には、予めその内容および改訂日時を告知するものとする。
3. 第1項に基づく改訂日時は、通常、合理的と思われるに相当する期間を経た日時に設定するものとする。

## 第15条 (協議事項)

本利用規約に定めない事項および本利用規約の解釈について疑義が生じた場合には、契約者およびモントランスは信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとする。

#### 第16条 (合意管轄)

契約者とモントランスの間で万が一紛争が生じた場合、本利用規約および本サービスに関する訴訟の第一審の管轄裁判所は、モントランスの本社所在地を管轄する裁判所とする。

#### 附則

2019年9月1日 制定・施行

2019年11月7日 改定